# 大熊町グループホーム就労者・福祉の里構想具現化を担う人材募集のための広報ツール作成等業務　仕様書

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する次の業務について適用する。

業務名称：大熊町グループホーム就労者・福祉の里構想具現化を担う人材募集のための広報ツール作成等業務
工事期間：契約締結日翌日～令和２年３月 16 日

## １　目的

本業務は、大熊町が設置する認知症グループホームで働く就業者や福祉の里構想を具現化する人材を募集するため広報ツールの作成を行うものである。

## ２　業務の対象区域

本業務の範囲は、本業務に関連して大熊町及び当機構が課題検討の対象とする範囲とする。

## ３　業務内容

施設で働く人材を雇用するための具体的な労働条件のほか、将来にわたる町の福祉や介護を通じた地域づくりの考えを示した情報が掲載されたパンフレット資料（広報誌ほか）を作成する。

## ４　成果品

(1)報告書（ A4 版）　製本　　一式
(2)報告書電子データ一式（pdf 形式等）
(3)その他、本調査で入手した資料一式
　なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

## ５　その他

(1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、その都度機構担当者と協議し、機構担当者の指示に従うこと。
(2) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、また利用してはならない。
(3) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。
(4) 本業務の完了は、 成果品を提出し検査に合格した時点とする。なお後であっても誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すると。
(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
　① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
　② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
　③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以　上